

■その他配慮を要する事項

(1) 建築物のバリアフリー

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者の三者が協力してバリアフリー化をする必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもあります。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物のバリアフリー化について建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めます。また、建替え等の大規模な改修時などの機会を捉えて同基準への適合を図るものとします。

(2) 旭町通りの歩道のバリアフリー

戸塚駅周辺地区内の旭町通りの歩道については、有効幅員が一部狭くなっている箇所があるなどの課題があります。

違法駐車車両の誘導等を実施し、電柱の移設等による有効幅員の確保についても今後機会を捉えて検討するものとします。

(3) 東戸塚駅東側歩道のバリアフリー

東戸塚駅東側は地形の制約から、勾配の改善が困難な経路が多く、できる限り歩きやすさを向上させるため、歩道の平坦性を確保していく事が重要となります。

また、歩道の一部は沿道の地権者が歩道状空地として開放しているため、歩道の改修等の整備をする際には協議をしながら進めていく必要があります。

(4) 市道戸塚港南台線のバリアフリー

舞岡駅周辺地区内の市道戸塚港南台線のバリアフリー化については、歩道が整備されているものの、幅員が確保できていない部分があるなどの課題があります。

しかし、歩道の拡幅を行うためには用地買収を伴うなど大規模な整備が必要であり、現状を踏まえると早期の解決は難しいです。そのため、できる限り歩きやすさを向上させるため、有効幅員の確保について検討するものとします。

■基本構想策定後の事業の推進にあたって

- ◆横浜市・事業者・市民は互いに協力して、特定事業の円滑な事業の推進に努めます。
- ◆事業の進捗管理や事業評価の手法について検討します。
- ◆事業の進捗状況や事業内容について、広く市民の皆様にお知らせするように努めます。
- ◆新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。
- ◆各種の啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動を通じて、心のバリアフリーを進めます。

《お問い合わせ先》

- 横浜市道路局 計画調整部 企画課 計画調整担当
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL : 045-671-4086 FAX : 045-651-6527 E-mail : do-barrierfree@city.yokohama.jp
- 横浜市戸塚区役所 総務部 区政推進課 企画調整係
〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17
TEL : 045-866-8326 FAX : 045-862-3054 E-mail : to-kikaku@city.yokohama.jp

詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、戸塚区役所区政推進課及びホームページにて、
基本構想の閲覧を行っています。

「横浜市戸塚区バリアフリー基本構想」で検索

発行 横浜市道路局・戸塚区役所 平成30年11月

【横浜市地形図複製承認番号 平30建都計第9007号】

戸塚区バリアフリー基本構想

横浜市では、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取り組みを進めています。

各区の拠点駅周辺においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、バリアフリー基本構想制度を活用し、駅周辺の一体的なバリアフリー整備を推進しています。

戸塚区では、平成20年5月に「戸塚駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。

この基本構想の策定から約10年が経過し、短期的な目標及び今後機会を捉えて整備を検討するものとして位置付けた事業は概ね実施済みとなっていますが、建築物等の各施設における具体的な事業は位置付けていませんでした。

そこで、戸塚駅周辺の更なるバリアフリー環境の構築に向けた見直しと、東戸塚駅、舞岡駅周辺地区的バリアフリー化を推進するため、「戸塚区バリアフリー基本構想」を策定しました。



■戸塚駅、東戸塚駅、舞岡駅の各駅周辺地区における重点整備地区の範囲

戸塚駅、東戸塚駅、舞岡駅の各駅周辺地区においては旅客施設や文化施設、福祉施設、商業施設、金融機関などの高齢者、障害者等を含む多くの方が利用する施設があり、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる範囲を重点整備地区として設定し、バリアフリー基本構想を策定しました。

参考

◆バリアフリー法とは

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るために、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

【公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進】

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課せられます。

【重点整備地区的バリアフリー化の推進】

市町村はバリアフリー法に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため「バリアフリー基本構想」を策定します。

◆バリアフリー基本構想とは

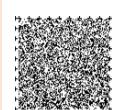
重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者障害者等が利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施することになります。

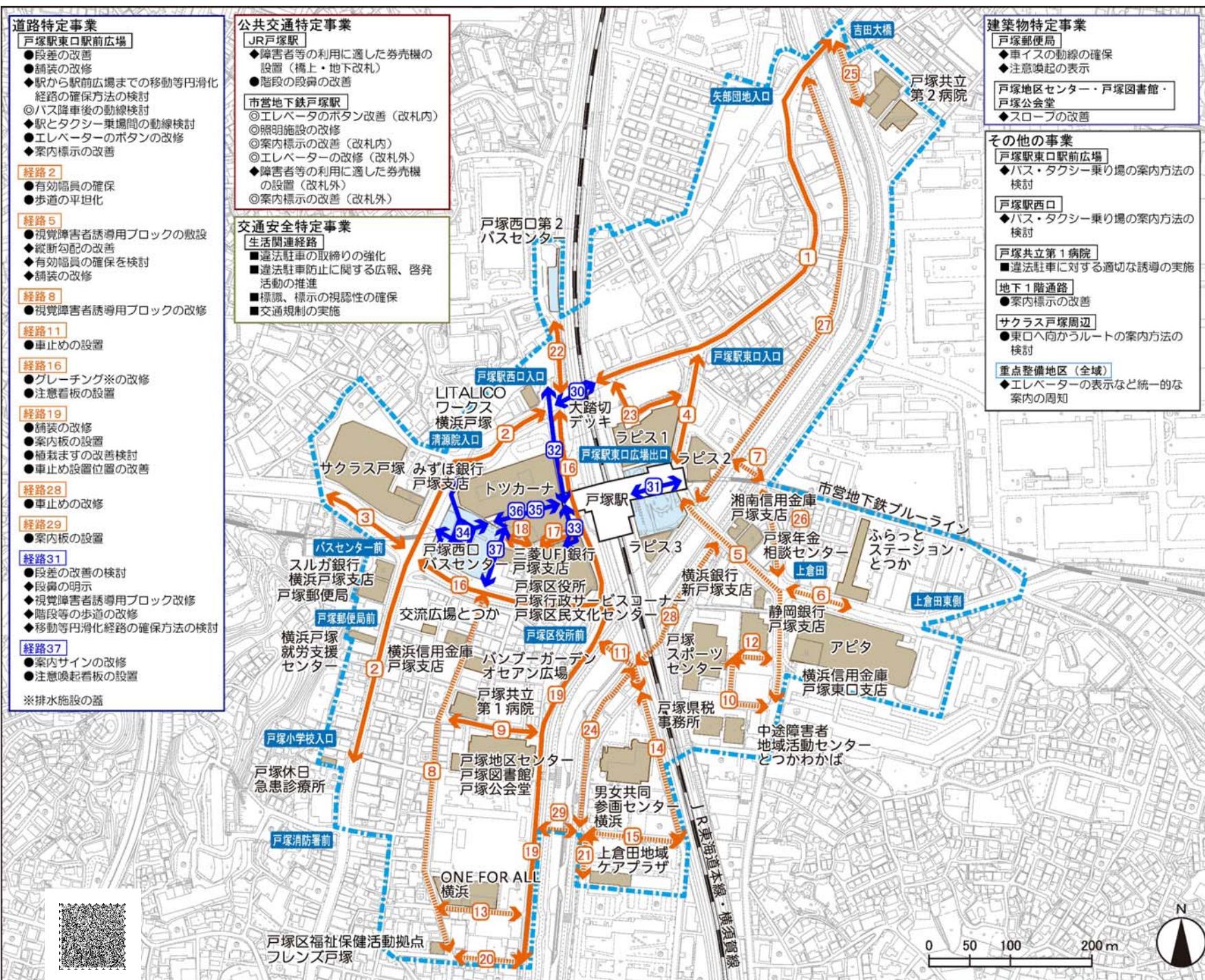
横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。

◆これまでの取り組みについて

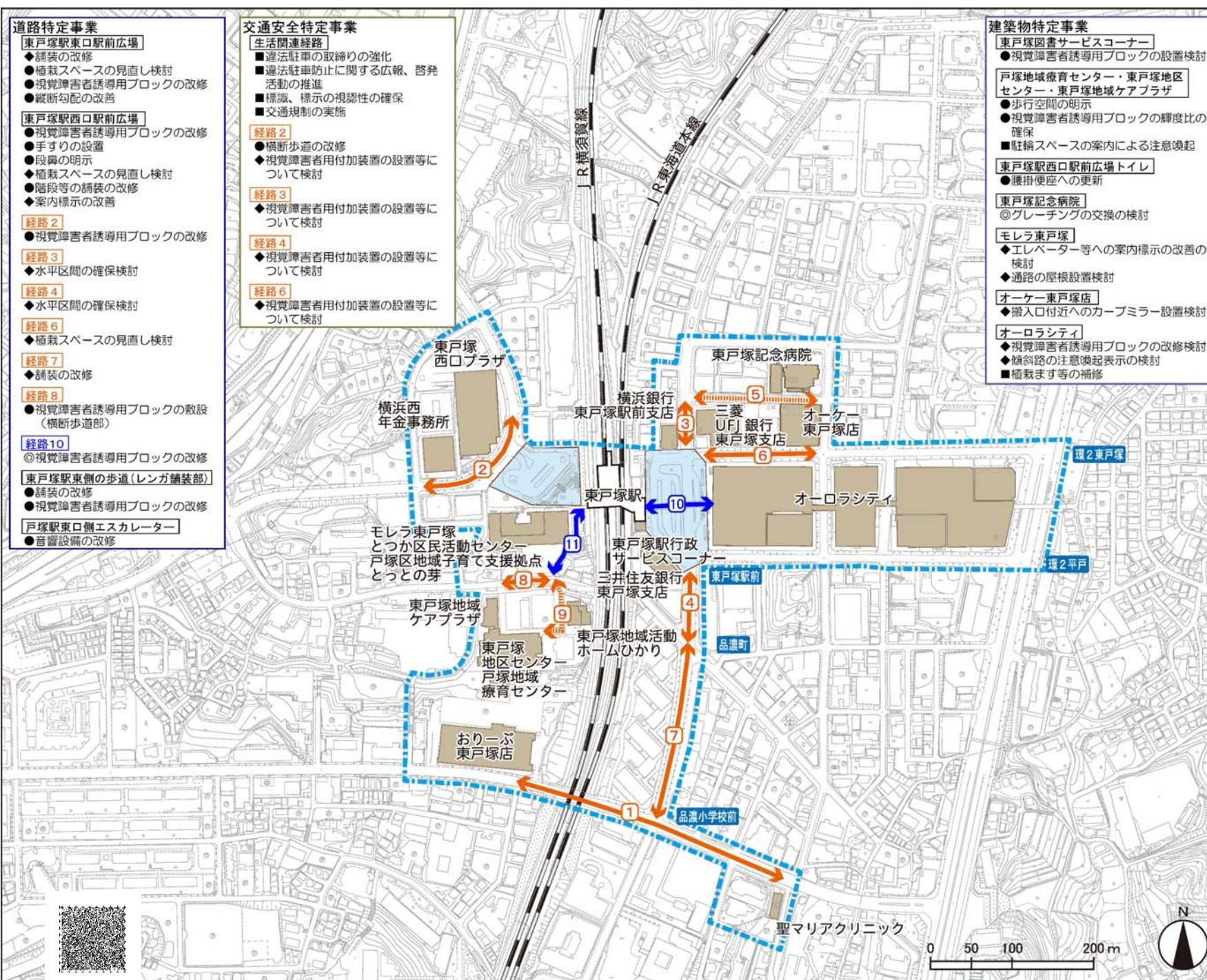
横浜市では、これまで、18地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンター、星川駅、本郷台駅、大口駅・子安駅、二俣川駅、金沢文庫駅・金沢八景駅、いずみ中央駅・立場駅、杉田駅・新杉田駅、阪東橋駅・黄金町駅、市が尾駅、十日市場駅の各駅周辺地区）を対象に基本構想を策定しています。



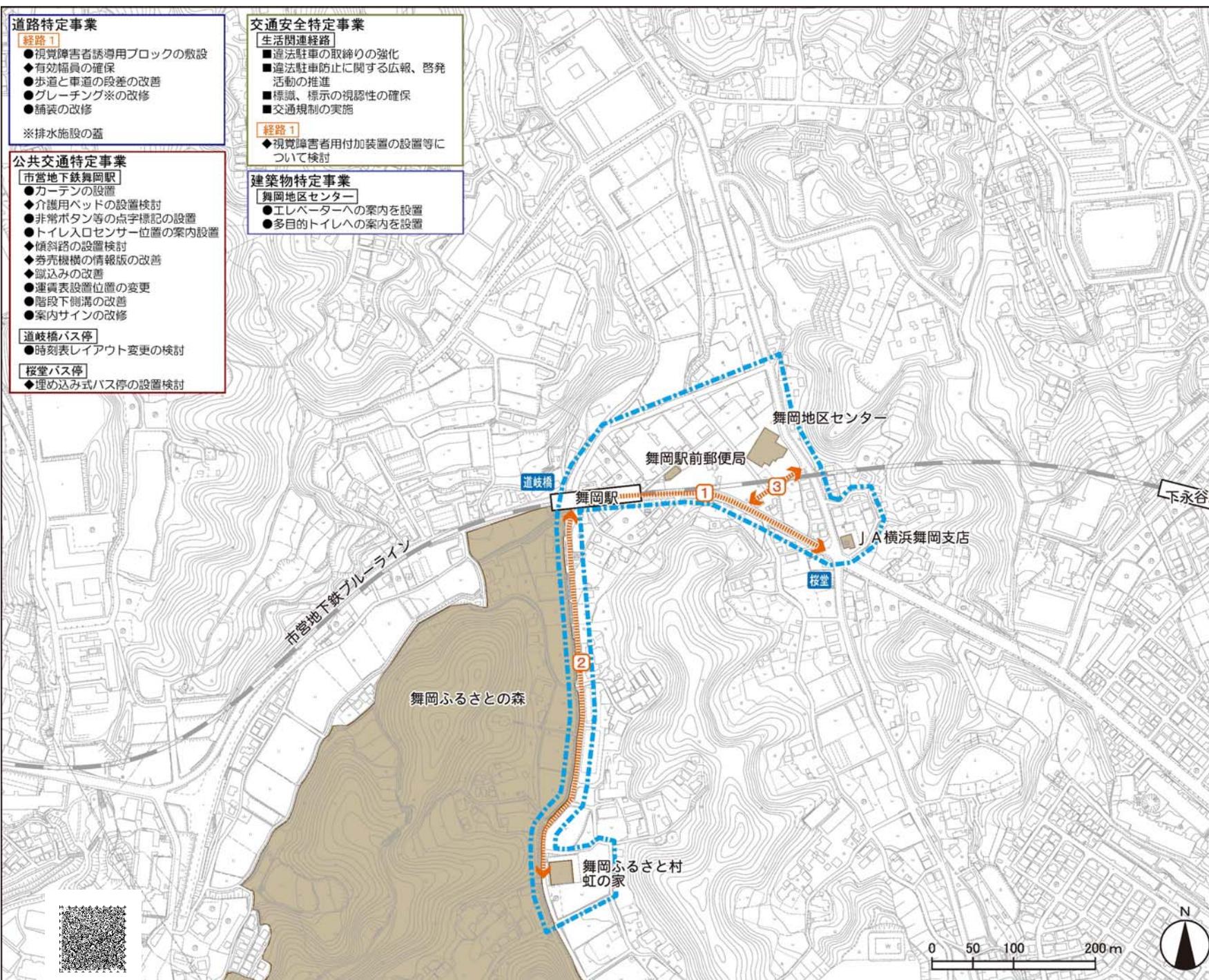
■ バリアフリー化を図る施設及び経路と主な事業の内容（戸塚駅周辺地区）



■ バリアフリー化を図る施設及び経路と主な事業の内容 (東戸塚駅周辺地区)



■ バリアフリー化を図る施設及び経路と主な事業の内容 （舞岡駅周辺地区）



重点整備地区

重点整備地区の区域

生活関連施設

建築物等

■ 生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設。

主として、「①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること」かつ「②その施設へ至る手段が、主に駅からの徒歩によること」という条件を満たす施設。

生活関連経路

生活関連経路 B (地上)

■ 生活関連経路 (B)

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その他地域固有の制約のため、生活関連経路(A)に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）。

- 平成35年度までを目標に実施する
- ◆ 今後機会を捉えて整備を検討する
- 過去から継続している、継続的に実施する
- ◎ 実施済み